地域で支える地域包括ケアシステムを整備します

高齢者保健福祉計画・第５期介護保険事業計画

市は、高齢者保健福祉施策の基本的な考え方や目指すべき方向性を示すとともに、制度改正を踏まえた介護保険事業の安定的な運営を図っていくため、「高齢者保健福祉計画・第５期介護保険事業計画」を策定しました。

みんなで楽しく健康づくり。我が家ではつらつ研修大会でのウオーキング体験

計画（H24～26）の主な内容

高齢者保健福祉事業の推進

「支え合い助けあう安心のまちづくり」を基本理念とし、①福祉の心のまちづくり②生涯健康のまちづくり③生涯現役で活躍できる仕組みづくり④生涯暮らしやすいまちづくり⑤安心介護のまちづくりの５つを基本目標とします。

この目標を実現するため、医療との連携強化、介護サービスの充実、健康づくり活動の推進、見守り・配食・買い物等の生活支援など、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域全体で支える体制づくりを推進していきます。

介護保険サービスの充実

第５期介護保険事業計画では、介護認定者数の増加と施設や事業所整備によるサービス利用者の増加を踏まえ、24年度以降３年間の施設サービス、居宅サービス等の利用量を推計し、介護給付費を算定しました。

施設サービスでは、自宅で介護を受けることが困難な高齢者のために介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム、介護付有料老人ホーム等の新規開設に伴い、前期の計画に比べ約６億７千万円余の増となり、総額約70億円を見込みました。

居宅サービス等では、過去の利用実績から通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護等のサービス利用の増加により約７億１千万円余の増、総額約52億円の見込みとなりました。

また、介護予防を推進するための事業費約３億９千万円や高額介護サービス費など利用者負担を軽減するための費用約８億５千万円を盛り込んでいます。

このような介護サービス利用量の大幅な増加に伴う被保険者への負担増の軽減を図るため市の積立金「介護給付費準備基金」と県の「財政安定化基金」を活用し、保険料引き上げの抑制を図るとともに、低所得者層の負担の緩和に努めています。

安定した介護保険サービスを確保することで高齢者の皆さんが安心して生活できるようにご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ　保険課介護保険係　☎㉑0299

※昨年11月15日から12月16日に実施した意見募集で寄せられたご意見については、市ホームページで公表しています。

地域密着型サービス事業者 特定施設入所者生活介護事業者の募集

市は、第５期介護保険事業計画および県介護保険事業支援計画に基づき、平成24年度整備の地域密着型サービス事業者と特定施設入所者生活介護事業者を募集しています。

今回募集する事業種別は、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム２ヵ所・58人定員）、小規模多機能型居宅介護事業所（１ヵ所）、特定施設入所者生活介護（2ヵ所、混合型施設定員49人）の３種です。

施設・事業所整備を計画または希望される事業者は、6月29日㈮までに保険課介護保険係へ関係書類を提出してください。

詳しくは、市ホームページ（http://www.city.takahashi.okayama.jp/）で募集要綱等を確認してください。

■問い合わせ　保険課介護保険係　☎㉑0299

介護保険料を改定しました

介護保険制度は、40歳以上の人が納める保険料と国・県・市の負担金を財源に運営しています。

この財源のうち、65歳以上の人が負担している介護保険料は、３年ごとに見直す介護保険事業計画によって、今後３年間の介護サービスに必要な費用の見込額で算定した基準額をもとに、所得段階に応じて設定しています。

市の試算では、介護認定者数の増加と介護保険サービス利用者数の増加から介護給付費は現在より13億8,000万円余りの増加を見込んでいます。

こうした状況を踏まえ、今後も制度の安定的な運営を図るため、保険料の改定を行いました。

また、被保険者の所得等に応じてきめ細かく対応できるように従来の第３段階を２つに、第７段階を３つに区分し、保険料段階の見直しも行いました。

相互扶助の精神を基本とした介護保険制度に、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

保険料段階	対象者	保険料〔年額〕 第４期保険料〔年額〕	第５期保険料〔年額〕	第４期と第５期の保険料の差
第1段階	・本人が老齢福祉年金受給権者で、世帯全員が市民税非課税 ・生活保護の受給者	22,100円	29,200円	7,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年80万円以下の人	22,100円	29,200円	7,100円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年80万円を超え年120万円以下の人	33,100円	38,000円	4,900円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、第１段階から第３段階に該当しない人		43,900円	10,800円
第5段階	本人が市民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年80万円以下の人（世帯に課税の人がいる）	36,700円	48,500円	11,800円
第6段階	本人が市民税非課税で、第５段階に該当しない人（世帯に課税の人がいる）	44,200円	58,500円	14,300円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の人	55,200円	73,100円	17,900円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	55,200円〔所得200万円未満〕	87,700円	32,500円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	66,300円〔所得200万円以上〕	102,300円	36,000円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人		117,000円	50,700円

65歳以上の人の保険料の納め方

◎特別徴収

年金額が年額18万円以上の人は、年金支給時（年６回）に天引きさせていただきます。なお、65歳到達時には、約１年間は納付書による納付が必要です。

◎普通徴収

年金額が年額18万円未満の人は、送付される納付書で納付いただきます。また、口座振替による納付や、納期前の保険料をまとめて納付することもできます。

＜注意＞

特別な理由なく介護保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じて保険給付が制限されることがあります。

また、災害などの特別な事情により一時的に保険料が納められなくなったときは、徴収猶予や減免が受けられる場合もあります。

■問い合わせ
税務課市民税係　☎㉑0214